

北ノ沢産業廃棄物最終処分場第2期増設整備事業 画段階環境配慮書に対する山形県知事意見

本事業は、東北クリーン開発株式会社が設置している安定型最終処分場について、令和12年以降埋立容量が不足することから、既施設の隣接地に増設することにより、安定的な埋立容量を確保し、県内の生活環境保全に資するとしている。

一方、事業実施想定区域は森林地域となっており、森林約8haの開発を計画していることから、工事の実施及び施設の供用により、自然環境に影響を及ぼすことが懸念される。

以上を踏まえ、事業計画の策定に当たっては、下記の事項に留意したうえで、環境への影響を回避・低減すること。

1 全般的事項

(1) 総論

- ア 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに、環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。
- イ 環境影響評価手続きを進めるに当たっては、住民に対し、積極的な情報提供、丁寧な説明及び意見の聴取等を行うなど、事業内容への理解を得るよう努めること。
- ウ 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じてこれらの項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。
- エ 環境影響評価の実施に当たっては、事業による環境への影響について、可能な限り定量的な把握に努め、調査、予測及び評価を行うこと。
- オ 方法書手続き以降のアセス図書の作成に当たっては、事業計画や調査、予測及び評価の根拠となる環境基準など可能な限り具体的に記述すること。

(2) 事業計画

- ア 既存の最終処分場の整備及び供用により周辺環境に与えた影響を踏まえ、本最終処分場増設事業による環境への影響に関する、調査、予測、評価及び環境保全措置に反映させること。
- イ 地震や大雨などに備えて十分な対策を講じることにより、土砂災害や環境汚染事故の未然防止を図ること。
また、排水の放流先となる河川の氾濫及び洗堀による土砂流出などによる災害の防止を図ること。